

住民基本台帳 ネットワークシステム 稼動状況報告

住民課

内線321

【対象期間】平成15年8月25日

～平成18年7月31日

住民基本台帳カードの申請・発行件(枚)数

【申請件数】509件

【交付枚数】501枚(内訳:写真無A型2枚・写真有B型499枚)

住民票の写しの広域交付処理件数

【承認件数】105件

(湯河原町の住民が他市区町村の窓口で住民票を請求取得)

【依頼件数】35件

(他市区町村の住民が湯河原町の窓口で住民票を請求取得)

付記転入転出処理件数(転入転出特例)

【転入件数】0件

【転出件数】0件

国民年金保険料納付は 口座振替が便利!

小田原社会保険事務所

☎22-1301

国民年金保険料第1号被保険者の方は、毎月の保険料を納付書により、翌月末までに納めなければなりません。納入には、便利な「口座振替」や割引のある「前納制度」をぜひご利用ください。

「口座振替」

手続きは、金融機関または社会保険事務所に、納付書または年金手帳と通帳及び届出印を持参してください。

「前納制度」

平成18年10月から平成19年3月分までの6か月間をまとめて納めると、毎月納めるより680円お得です。また、口座振替でまとめて納めるとさらに260円お得です。(口座振替による6か月前納の場合は、9月中に登録が必要になりますので早めにご手続きを済ませてください。)

納付方法は、4月に社会保険庁から送付された6か月前納の納付書により金融機関をご利用ください。納付書がない場合は、社会保険事務所にお問い合わせください。

身体障害者手帳をお持ちの方へ ～補装具・日常生活用具の 交付(修理)について～

福祉課

内線311・312

平成18年10月の「障害者自立支援制度」全面開始により、サービスの種類や利用の仕組みが変わります。身体障害者手帳を使つての補装具の交付(修理)が自立支援給付に含まれ、自己負担額が原則として費用総額の1割(世帯の収入状況によって月額負担上限額あり)になります。

また、一部の補装具(点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助杖・収尿器・ストマ用装具)が日常生活用具として取り扱われるようになります。ただし、9月30日までに申請が行われたものについては、従来どおりの補装具として扱われます。

高齢者マッサージ 事業実施のお知らせ

介護課

内線347

高齢者の健康促進と老人福祉増進のため、マッサージ事業を、年4回実施しています。第3回目以降の日程は次のとおりです。

場 所	10月	2月
福浦会館	27日(金)	9日(金)
川堀会館	24日(火)	6日(火)
文化福祉会館	24日(火)	6日(火)
中央区民会館	24日(火)	6日(火)
鍛冶屋会館	26日(木)	8日(木)
城堀会館	25日(水)	7日(水)
門川会館	25日(水)	7日(水)
宮下会館	26日(木)	8日(木)
宮上会館	27日(金)	9日(金)
第一分団詰所	27日(金)	9日(金)

受療時間 9:00～14:00

【対 象】町内在住の65歳以上の方

【負担金】1人1,000円

【申込み】①集団受療の場合は各地区単位老人クラブ代表者へ②個別受療の場合は、社会福祉協議会へお申し込みください。

受療には受療券が必要です。

【問合せ】社会福祉協議会 ☎62-3700

子育て 健康 福祉



児童手当が 拡充されます

福祉課

内線315・316

児童手当制度の支給対象年齢が、小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。

新たに、児童手当を受けようとされる児童の保護者の方は、福祉課(公務員の方は勤務先)で認定請求などの手続きをお願いします。

なお、新規の認定請求は平成18年9月30日までに受け付けたもの限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

神奈川県教育委員会と フリースクールによる 不登校相談会

神奈川県教育委員会子ども教育支援課
☎045-210-8292

不登校の原因は多岐に渡っており、子どもの自立に向け、一人ひとりに応じた支援や対応が必要です。教育委員会とフリースクールが連携し、不登校で悩む児童・生徒や保護者に対して相談会を行います。

【日 時】9月10日(日)13:00～

【会 場】大和市生涯学習センター

☎046-261-0491

【対 象】不登校児童・生徒、保護者など

【内 容】不登校経験談、個別相談など

【申込み】直接会場へお越しください。

【参加料】無 料